

いわゆる「共謀罪」法案の国会提出に反対する会長声明

- 1 報道によれば、政府は、これまで三度にわたり国会に提出されて廃案となった「共謀罪」法案を一部修正のうえ、来年の通常国会に提出しようとしている。

しかし、この法案は、必要性がないばかりか、日本国憲法が保障する基本的人権を侵害するおそれのある極めて危険な内容を含んでおり、当会はこれに強く反対する。

- 2 この法案では、「長期4年以上の懲役・禁錮」に該当する犯罪について、実際に犯行に及ばなくても、二人以上で計画しただけで「共謀罪」として処罰することとしている。

共謀罪の対象となる罪種は600を超え、その中には道路交通法違反や公職選挙法違反も含まれることになり、極めて広範な罪種について話し合っただけで犯罪として処罰されうることになる。

「共謀罪」法案は、犯罪行為の実行を要件とせず、計画段階で刑事処罰の対象とするものであり、国家権力によって濫用されれば、個人の思想・信条の自由や表現・集会・結社の自由が侵害されかねない。

- 3 この法案は、過去の法案を一部修正し要件を限定したとされるが、法案の本質的な問題は何ら解消されていない。

まず、今回の法案では、単なる「団体の活動として」ではなく「組織的犯罪集団の団体の活動として」計画した場合に処罰するものとされている。しかしながら、「組織的犯罪集団」の定義は、「共同の目的」が「長期4年以上の懲役・禁錮の刑が定められている罪を実行することにある団体」とされており、「目的」という主観的要件を判断基準としているため、広範な解釈が可能であり、濫用的に運用されるおそれがある。

また、今回の法案では、「計画した者のいずれかによりその計画に係る犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われた」ことも要件としている。しかしながら、計画に参加したうちの一人が準備行為を行えば、準備行為を行っていない参加者も「共謀罪」に該当し、捜査・起訴の対象となり処罰されうる。

したがって、これらの要件が付されても、計画に参加しただけで危険な行為を行っていない者を処罰するという「共謀罪」の本質は何ら変わらない。また、濫用的な運用がなされれば、市民団体の活動も捜査対象となりかねない。

4 この法案の提案理由は、国際組織犯罪防止条約の締結のために必要とか、テロ対策のために必要と説明されるが、上述した「共謀罪」の広範な処罰範囲に照らすと、これらの理由では説明がつかない。

国際組織犯罪防止条約は、マネーロンダリングなど経済目的の越境性のある国際的組織犯罪を取り締まりの対象としているのに対し、「共謀罪」法案は、越境性を要件としていないばかりか、国際組織犯罪と関係のない罪種を含め、より広範な罪種を対象としており、条約締結の目的を大きく逸脱している。

また、テロ対策目的といいながら、「長期4年以上の懲役・禁錮に該当する犯罪」という広範な括りでテロ行為とはおよそ無縁な罪種についても「共謀罪」の対象としており、テロ対策目的との関連は見いだせない。

5 近年の特定秘密保護法の制定、通信傍受捜査の拡大や司法取引の導入など、国家刑罰権および捜査権限を拡大する一連の流れの中で、もしこの法案が制定されれば、600余りの広範な罪種について「共謀罪」による捜査および処罰が可能になり、「共謀罪」取締りの名の下に、国家権力が市民の日常生活へ介入し、その活動を監視し抑圧することに繋がりがねず、日本国憲法が保障する思想良心の自由や表現集会結社の自由が侵害されるおそれがある。

よって、当会は、この法案の国会提出に強く反対するものである。

以上

2016年12月8日

千葉県弁護士会

会長 山村清治